

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ハーバー研究所			コード	4925
提出日	2025/6/3	異動（予定）日	2025/6/18		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月18日に開催予定の定時株主総会において、社外取締役及び監査等委員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	加藤 信子	社外取締役	○									△						有
2	植田 史恵	社外取締役	○													○	新任	有
3	樫野 平	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	2017年6月に当社の主要株主である公益財団法人小柳財団の理事に就任され、2023年4月に辞任いたしました。	企業における研究・技術開発のほか、人事・労務・財務などの業務にも携わり、社外監査役をはじめ、独立行政法人の委員、大学評議員などでの職務経験を有し、高い倫理観と広範な知見を備えております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏と当社の間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、選任いたします。
2		公認会計士および税理士としての資格と経験を活かし、複数の法人の監査責任者として職務に従事しており、高度な専門的知見を備えております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏と当社の間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、選任いたします。
3		弁護士として企業法務に精通しており、取締役会の監査・監督の強化、当社のコンプライアンス体制の維持等、専門的な見地を有しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏と当社の間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、選任いたします。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。